

学生納付特例申請書
学生納付特例却下処理票
数値計算

届書コード	処理区分	届書
623	3 01-登録	
	5 01-登録	
634		

1 枚 目

提出 用

国民年金保険料学生納付特例申請書

(1) 基礎年金番号	01	(2) 生年月日	02	※(3) 申請年月日	03				
		★ 5.昭和 7.平成	年 月 日	7.平成	年 月 日				
被保険者(申請者)氏名			※(4) 学生特例承認期間(始期)	04-05	※(5) 学生特例承認期間(終期)	05-06	※(6) 法免消滅年月日	06-	
(フリガナ)			7.平成	年 月	7.平成	年 月	7.平成	年 月 日	
※(7) 特例認定区分	07-	★(8) 前年の所得		★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除		※(9) 在学予定年月	08-	※所得有無	09-
	一	1.あり 2.なし		1.課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2.非課税		7.平成	年 月		

送信

※審査区分	学特 ① 1
※申請年度	③
※審査結果	

学校名称	在学予定期間
	平成 年 月 から 平成 年 月 まで
学校所在地	学生納付特例を受けようとする期間
都 道 区 市 府 県	平成 年 月 から 平成 年 月 まで
扶養親族等・控除	市町村確認欄
※政令で定める額	円
※地方税法上の障害者・寡婦	(1-A) ④ 1.障害者 2.寡婦
※控除対象	控除対象配偶者及び扶養親族数 (1-B) ⑦ 人
	老人控除対象配偶者及び老人数 (1-C) ⑩ 人
	特定扶養親族数 (1-D) ⑬ 人
※前年の所得額 I	(2-A) ⑪ 円
※純損失及び雑損失 III	(2-H) ⑫ 円
※控除	①雑損 (2-B) ⑭ 円
	②医療費 (2-C) ⑯ 円
	③社会保険料 (2-D) ⑰ 円
	④小規模企業共済等掛金 (2-E) ⑱ 円
	⑤配偶者特別 (2-F) ⑲ 円
	⑥地方税法附則第6条4項の免除に係る所得額 (2-G) ⑳ 円
	障害者(特別障害者を除く)の合計数 (本人、控除対象配偶者及び扶養親族) (3-A) ㉑ 人
	特別障害者の合計数 (本人、控除対象配偶者及び扶養親族) (3-B) ㉒ 人
	寡婦又は寡夫 (3-C) ㉓ 1.該当する (注)該当する場合のみ○をつけて下さい
	寡婦特例 (3-D) ㉔ 1.該当する
勤労学生 (3-E) ㉕ 1.該当する	
控除の合計額 II	円
※控除後の所得額 I - II - III	円
※天災を事由とした場合の意見	

送信

備考欄	市区町村
	年金事務所
上記のとおり相違ありません 平成 年 月 日	受付(受託)印
市区町村長 印	
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。	学生納付特例事務法人等
被保険者住所 平成 年 月 日	
被保険者氏名 年金事務所長 あて	
印 電話 - -	

国民年金保険料学生納付特例申請書

2 枚 目

本人控
(受託証)

(1) 基礎年金番号	(2) 生年月日
	★ 1. 昭和 2. 平成
被保険者(申請者)氏名	
(フリガナ)	

※3枚目(注意事項)をよく読んでいただき、太線枠内のみご記入ください。

1. に該当する場合で障害者控除または寡婦控除を受けている方は、該当するものを○で囲んでください。

★前年の所得	★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除
1. あり 2. なし	1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税

入学年月から卒業予定年月を記入してください。

学校名称	在学予定期間
	平成 年 月 から 平成 年 月 まで
学校の所在地	学生納付特例を受けようとする期間
都道府県 区市郡	平成 年 月 から 平成 年 月 まで

都道府県名・市区名・町村名まで記入してください。

年度単位で記入してください。
【例】平成22年4月から平成23年3月まで
※在学期間中、毎年度申請手続きが必要です。

※この用紙(2枚目)は本人控えですので、郵送の場合は提出せず、お手元に保管してください。1枚目の提出用のみ郵送してください。ただし、受付印のある本人控えが必要な場合は、1枚目と2枚目のほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封していただければ、受付印を押印の上返送いたします。

※学生納付特例が承認された期間は、10年以内であればあとから保険料を納めること(追納)ができます。追納された期間は、保険料を全額納付された場合と同じ扱いになります。ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降(承認された期間が平成22年度の場合は平成25年度以降)に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に加算額が上乗せされます。

なお、追納は先に経過した月(古い月分)から納付することとなりますのでご注意ください。

備考欄	
-----	--

注意事項(3枚目)の3.(3)を確認の上、記入してください。

※審査結果は後日、文書でお知らせいたしますので、必ずご確認ください。

上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。	
被保者氏名	提出年月日・住所・氏名・電話番号の記入と押印は1枚目にしてください。
被保険者氏名	印 電話

受付(受託)印

(注 意 事 項)

1. 提出について

- (1) この申請書は、住所地の市役所、区役所または町村役場の国民年金担当窓口（以下「市区町村役場の窓口」といいます。）に提出してください。
- (2) 申請をされる方1人につき1枚の申請書を提出してください。

2. 学生納付特例事務法人等への申請の委託について

国、地方公共団体または学生納付特例事務法人（以下「学生納付特例事務法人等」といいます。）が設置する教育施設に申請を委託する場合は、学生納付特例事務法人等がこの申請書を年金事務所等に提出した時に申請したこととなります。

3. 記入について

- (1) 太線枠内が記入欄です。楷書ではっきりと記入してください。
- (2) 「前年の所得」および「前年における所得税・障害者控除・寡婦控除」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、申請書を提出する月が1月から3月までの間である場合には「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えてください。（4月に申請し、前年4月以降の期間について遡って学生納付特例の承認を希望する方は、同じく「前々年」と読み替えてください。）
- (3) 「備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 申請される年度または前年度において震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者もしくは配偶者もしくは世帯主またはそれぞれの属する他の世帯員が所有する住宅、家財その他の財産に損害を受けたときは、その災害による被害額（保険金、損害賠償金等を受けたときはその金額を除く。）および被害を受けた物件名等、その状況等についてそれぞれ詳しく記入してください。（記入できない場合は、別の用紙に記入し添付してください。）
 - ② 申請される年度または前年度において失業したこと等により学生納付特例の申請を行なうときは、その旨および該当年月日を記入してください。
 - ③ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受給している場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。
- (4) この申請書の1枚目（提出用）の一番下の記入欄に、この申請書の提出年月日、被保険者の住所、氏名および電話番号を記入し、押印してください。（被保険者本人が自署する場合は押印する必要はありません。）

4. 添付書類について

- (1) この申請書には、国民年金手帳もしくは基礎年金番号通知書またはそれらの写しを添付してください。ただし、初めて国民年金の資格を取得された方が、資格取得届の届出と同時にこの申請書を提出される場合は、添付の必要はありません。
- (2) この申請書には、在学証明書または学生証の写しを添付してください。（学生証を市区町村役場の窓口等に提示した場合または学生納付特例事務法人等に申請を委託する場合は、その写しの添付は不要です。）ただし、各種学校（修業年限が1年以上である課程に限る。）にあっては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は必要ありません。）を添付してください。
- (3) 所得の状況を確認する必要がある方が1月1日（※）時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、現在の住民票を登録している市区町村において前年（前々年）の所得を証明することができません。その場合は、前住所地の市区町村長から前年（前々年）の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するかまたは申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。
※申請する月が1月から3月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。（4月に申請し、前年の4月以降の期間について遡って学生納付特例の承認を希望する方も同様です。）
- (4) 申請される年度または前年度において失業したこと等により学生納付特例の申請を行うときは、失業をしたこと等を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付してください。（当該公的機関の証明書の原本を市区町村役場の窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です。）
- (5) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを添付してください。（当該受給資格者証を市区町村役場の窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です。）